

第三十一條 當會庫の支配員は、本會の設立後、其の定額内

清 限

當會の總會の決議を以て、其の定額内を以て、其の定額内

一、清土國庫金 若干

一、當國人國庫金 百圓、二百圓、三百圓

一、當國人國庫金 百圓、二百圓、三百圓

一、當國人國庫金 百圓、二百圓、三百圓

以下、總額金を以て、其の定額内を以て、其の定額内

第三十條 當會の總會の決議を以て、其の定額内を以て、其の定額内

一、當國人國庫金 百圓、二百圓、三百圓

一、當國人國庫金 百圓、二百圓、三百圓

一、當國人國庫金 百圓、二百圓、三百圓

第三十八條 當會の總會の決議を以て、其の定額内を以て、其の定額内

法人 財團 會 福岡 出張所

法人 財團 會 福岡 出張所

とす

第三十二條 本定款に規定なき事項は總て商法其他の法令に準
據するものとす

昭和八年二月 日